

公益財団法人日本青少年文化センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本青少年文化センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国における青少年文化活動および青少年を対象とする文芸・音楽・演劇・伝統芸能等の創作活動を助成し、あわせて芸術鑑賞の機会均等を図り、以て人間教育の向上と芸術文化の普及・振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 久留島武彦文化賞の贈呈
 2. 巖谷小波文芸賞の贈呈
 3. 青少年のための芸術鑑賞会の全国開催
 4. 文化講演会および芸術文化催事への講師・出演者の派遣
 5. 国際文化交流事業の開催
 6. その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定

めたものとする。

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び定時評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第10条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の

決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1をこえないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一つにする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員

を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は、認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係にある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、この定款に定める事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規定による。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 長期借入金
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときには、評議員会の決議があったものとみなす。
 - 5 法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、この理事長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 3 理事長を除く理事のうち1名を専務理事とすることができるものとし、この専務理事は法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係にある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長、専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を防げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を防げない。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤する役員はこの限りでない。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規定による。

(会長及び副会長、相談役)

第30条 この法人に、会長1名及び副会長、相談役を若干名おくことがある。

- 2 会長及び副会長、相談役は、理事会において決議する。
- 3 会長及び副会長、相談役は、名誉職とする。
- 4 会長及び副会長、相談役は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長がやむを得ない事由により招集できないとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長がやむを得ない事由により出席できないとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議及び決議の省略)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(株式の保有)

第37条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

第8章 委員会

(選考委員会)

第38条 この法人には、第4条に掲げる賞の受賞者及び受賞団体を選考するため、それぞれ数名の有識者から成る選考委員会を置く。

2 選考委員会の運営に関しては別に定めるところによる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、法人法第202条に規定する事由又はその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会

の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散により清算する場合において有する財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は理事会の承認を得て、理事長が任免する。

3 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

第11章 公告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	秋岡家榮	泉 邦夫	衛藤征士郎	小原和夫	倉垣光孝
	田村民雄	長谷川澄雄	眞理ヨシコ	安田敬一	
監事	小西彦衛	宮本昭太			
4. この法人の最初の代表理事は衛藤征士郎、業務執行理事は田村民雄とする。
5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

明石散人	飯島志欣	岩城晴貞	小野康憲	小池雅代
小林一喜	佐藤公輝	田原博史	土門康男	堀本武功

令和5年度事業報告書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

1. 第61回久留島武彦文化賞の贈呈

選考委員＝衛藤征士郎、小森美巳、結城昌子、若井田正文

団体賞＝紙芝居文化の会

〈賞状、賞牌(久留島武彦レリーフ)、副賞30万円〉

団体賞＝下関少年少女合唱隊

〈賞状、賞牌(久留島武彦レリーフ)、副賞30万円〉

12月14日、財団ホームページで受賞者の公式発表を行った。

2. 第44回巖谷小波文芸賞の贈呈

選考委員＝巖谷國士、さくまゆみこ、野上暁、百々佑利子

受賞＝長倉洋海

〈賞状、賞牌(巖谷小波レリーフ)、副賞50万円〉

特別賞＝公益財団法人 東京都慰霊協会(復興記念館)

〈賞状、賞牌(巖谷小波レリーフ)、副賞10万円〉

12月14日、財団ホームページで受賞者の公式発表を行った。

3. 青少年のための芸術鑑賞会の企画開催

①青少年劇場巡回公演

開催期間＝令和5年5月29日～令和5年11月17日

開催回数＝77回 ((R4=86回、R3=78回、R2=57回、R元=94回)

開催地域＝岩手、宮城、栃木、富山、静岡、佐賀、長崎、鹿児島

鑑賞者数＝17,255名

主な出演者・団体

〈音楽〉上原潤之助、小山慶宗、クリストファー・ハーディ、小瀧俊治、佐野正一、ジョン・海山・ネプチューン、高木由雅、土崎譲、土山如之、鳥羽亜矢子、直居隆雄、中須美喜、長田伸一郎、成田伊美、福原左和子、ブラックボトムブラスバンド、古館由佳子、三好のぶちか、米津真浩

〈伝統芸能〉大蔵流狂言山本会、桂米多朗、林家楽一、柳家禽太夫、柳家小はだ

②青少年劇場小公演

開催期間＝令和5年5月30日～令和5年11月24日

開催回数＝81回（R4=86回、R3=59回、R2=73回、R元=146回）

開催地域＝宮城、秋田、新潟、富山、奈良、和歌山、鳥取、山口、大分

鑑賞者数＝10,336名

主な出演者

＜音楽＞池山由香、伍芳、鍵富弦太郎、神田将、小瀧俊治、境信博、沈琳、篠原梨恵、永田平八、中村均一、西上和子、山田明美、吉澤実、米津真浩、若山健太

＜伝統芸能＞柳家禽太夫

③「ふれあいコンサート」公演

開催期間＝令和5年5月26日～令和6年2月3日

開催回数＝8回（R4=6回、R3=6回、R2=11回、R元=13回）

開催地域＝愛知、岐阜、東京

参加人数＝1,206名

出演者

ふれあいトリオ[吉田恭子(ヴァイオリン)、渡部玄一(チェロ)、秋元孝介(ピアノ)]

プライベートトリオ[工藤和真(テノール)、鈴木玲奈(ソプラノ)、河野紘子(ピアノ)]

協賛＝東レ(株)、三井E&Sホールディングス(株)

4. 青少年のための芸術体験ワークショップの開催

①青少年邦楽教育プログラム「和楽器体験ワークショップ」の企画開催

開催日・学校＝令和6年2月1日・目黒区立東山小学校／2月2日・目黒区立東山小学校／
2月5日・目黒区立駒場小学校／2月6日・目黒区立上目黒小学校／2月7日・目黒区立
向原小学校／2月20日・目黒区立宮前小学校／2月21日・目黒区立緑ヶ丘小学校

開催回数＝7回

参加者数＝352名

出演・講師＝稲田康(監修、司会)、オーケストラアジア ジャパンの演奏家

5. 文化・芸術行事への講師・出演者の派遣

開催期間＝令和5年6月14日～令和5年11月22日

開催回数＝23回（R4=16回、R3=22回、R2=7回、R元=14回）

開催地域＝宮城、福島、栃木、東京、兵庫、広島

主な出演者・団体

飯面雅子、大蔵流狂言山本会、桂米多朗、境信博、坪内晋司、はせがわ天晴、万作の会、水野与旨久、柳家禽太夫、山田明美

令和5年度事業報告の附属明細書

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和6年5月

公益財団法人日本青少年文化センター

公益財団法人日本青少年文化センター役員・評議員に関する事項

令和6年3月31日現在

役名、氏名（50音順）

会長

前 田 晃 伸 前日本放送協会会長、
元(株)みずほフィナンシャルグループ社長・会長

理事長

衛 藤 征士郎 衆議院議員、(一財)全日本大学サッカー連盟会長

専務理事

田 村 民 雄 元日本・ロシア協会評議員

理事

秋 岡 榮 子 イーアンドシーブリッジズ代表取締役

鎌 田 孝 史 (株)浪漫堂代表取締役社長

田 原 博 史 (株)リメディア代表取締役社長

眞 理 ヨシコ 声楽家、東洋英和女学院大学名誉教授

監事

木 村 邦 博 元有限会社きりん社代表取締役

評議員

明 石 散 人 作家

小 池 雅 代 NPO法人国連クラシックライブ協会理事長

小 林 一 喜 元東映アニメーション(株)参与

佐 藤 公 輝 弁護士

柴 崎 敏 男 NPO法人国際社会貢献センター

土 門 康 男 前(株)講談社エディトリアル代表取締役社長

堀 本 武 功 国際政治学者

貸借対照表
令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	35,870	91,150	-55,280
預 金	28,007,238	30,447,113	-2,439,875
未 収 金	2,310,000	350,000	1,960,000
流動資産合計	30,353,108	30,888,263	-535,155
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
ソフトウェア	345,576	0	345,576
その他の固定資産合計	2,969,576	2,624,000	345,576
固定資産合計	12,969,576	12,624,000	345,576
資 産 合 計	43,322,684	43,512,263	-189,579
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	697,618	434,576	263,042
前 受 金	50,000	50,000	0
預 り 金	91,684	219,709	-128,025
短期借入金	10,000,000	10,000,000	0
未払消費税等	910,500	733,800	176,700
未払法人税等	140,300	142,000	-1,700
流動負債合計	11,890,102	11,580,085	310,017
負 債 合 計	11,890,102	11,580,085	310,017
III 正味財産の部			
一般正味財産	31,432,582	31,932,178	-499,596
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	43,322,684	43,512,263	-189,579

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	178	248	-70
事業収益			
事業収益	8,489,270	8,136,750	352,520
受取補助金等			
受取民間助成金	4,400,000	4,400,000	0
受取負担金			
受取負担金	41,923,100	47,057,950	-5,134,850
受取寄付金	480,000	480,000	0
雑収益			
受取利息	433	353	80
雑収益	0	0	0
経常収益計	55,292,981	60,075,301	-4,782,320
(2) 経常費用			
事業費	(53,582,592)	(57,791,409)	(-4,208,817)
給料手当	13,403,773	13,966,841	-563,068
退職給付費用	564,480	582,500	-18,020
福利厚生費	1,927,614	2,286,278	-358,664
交通費	827,019	999,726	-172,707
消耗品費	574,705	559,720	14,985
支払手数料	224,815	63,290	161,525
光熱水料費	141,300	141,496	-196
賃借料	2,355,434	2,426,582	-71,148
リース料	384,246	395,100	-10,854
租税公課	1,826,273	1,824,806	1,467
委託費	1,096,295	0	1,096,295
出演料	13,177,000	15,807,400	-2,630,400
文芸費	580,191	1,855,000	-1,274,809
会場費	861,470	343,065	518,405
舞台費	0	591,020	-591,020
運搬費	674,600	1,723,811	-1,049,211
諸謝金	623,672	623,672	0
旅費	11,199,405	10,514,937	684,468
通信費	647,893	852,809	-204,916
広告宣伝費	440,756	893,592	-452,836
印刷製本費	22,375	82,130	-59,755
研修費	3,100	15,500	-12,400
会議費	48,836	98,391	-49,555
賞金賞牌	1,493,705	745,484	748,221
支払利息	286,327	309,951	-23,624
雑費	197,308	88,308	109,000

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	(2,117,985)	(2,112,315)	(5,670)
給料手当	267,573	321,941	-54,368
退職給付費用	11,520	15,500	-3,980
福利厚生費	40,945	53,654	-12,709
交通費	267,398	226,948	40,450
会議費	48,260	38,478	9,782
通信費	20,038	26,375	-6,337
消耗品費	17,774	17,311	463
支払手数料	6,953	113,940	-106,987
光熱水料費	4,220	4,226	-6
賃借料	72,706	72,706	0
リース料	11,884	12,220	-336
諸謝金	902,000	836,000	66,000
諸会費	188,800	168,400	20,400
租税公課	87,627	66,894	20,733
支払利息	8,855	9,586	-731
研修費	36,000	16,000	20,000
雑費	39,038	112,136	-73,098
減価償却費	86,394	0	86,394
経常費用計	55,700,577	59,903,724	-4,203,147
当期経常増減額	-407,596	171,577	-579,173
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-407,596	171,577	-579,173
法人住民事業税	92,000	100,000	-8,000
当期一般正味財産増減額	-499,596	71,577	-571,173
一般正味財産期首残高	31,932,178	31,860,601	71,577
一般正味財産期末残高	31,432,582	31,932,178	-499,596
II 正味財産期末残高	31,432,582	31,932,178	-499,596

正味財産増減計算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息			178	178
事業収益				
事業収益	7,521,270	968,000		8,489,270
受取補助金等				
受取民間助成金	2,204,400	0	2,195,600	4,400,000
受取負担金				
受取負担金	41,923,100	0		41,923,100
受取寄付金	480,000	0		480,000
雑収益				
受取利息	0	0	433	433
雑収益	0	0	0	0
経常収益計	52,128,770	968,000	2,196,211	55,292,981
(2) 経常費用				
事業費	(52,767,144)	(815,448)		(53,582,592)
給料手当	13,267,060	136,713	0	13,403,773
退職給付費用	558,720	5,760	0	564,480
福利厚生費	1,907,928	19,686	0	1,927,614
交通費	818,704	8,315	0	827,019
消耗品費	568,780	5,925	0	574,705
支払手数料	222,497	2,318	0	224,815
光熱水料費	139,845	1,455	0	141,300
賃借料	2,332,268	23,166	0	2,355,434
リース料	380,285	3,961	0	384,246
租税公課	1,794,165	32,108	0	1,826,273
委託費	1,096,295	0	0	1,096,295
出演料	12,802,000	375,000	0	13,177,000
文芸費	580,191	0	0	580,191
会場費	861,470	0	0	861,470
運搬費	674,600	0	0	674,600
諸謝金	623,672	0	0	623,672
旅費	11,007,995	191,410	0	11,199,405
通信費	641,214	6,679	0	647,893
広告宣伝費	440,756	0	0	440,756
印刷製本費	22,375	0	0	22,375
研修費	3,100	0	0	3,100
会議費	48,836	0	0	48,836
賞金賞牌	1,493,705	0	0	1,493,705
支払利息	283,375	2,952	0	286,327
雑費	197,308	0	0	197,308

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
管理費			(2,117,985)	(2,117,985)
給料手当	0	0	267,573	267,573
退職給付費用	0	0	11,520	11,520
福利厚生費	0	0	40,945	40,945
交通費	0	0	267,398	267,398
会議費	0	0	48,260	48,260
通信費	0	0	20,038	20,038
消耗品費	0	0	17,774	17,774
支払手数料	0	0	6,953	6,953
光熱水料費	0	0	4,220	4,220
賃借料	0	0	72,706	72,706
リース料	0	0	11,884	11,884
諸謝金	0	0	902,000	902,000
諸会費	0	0	188,800	188,800
租税公課	0	0	87,627	87,627
支払利息	0	0	8,855	8,855
研修費	0	0	36,000	36,000
雑費	0	0	39,038	39,038
減価償却費	0	0	86,394	86,394
経常費用計	52,767,144	815,448	2,117,985	55,700,577
当期経常増減額	-638,374	152,552	78,226	-407,596
他会計振替額	60,160	-60,160	0	0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-578,214	92,392	78,226	-407,596
法人住民事業税	0	92,000	0	92,000
当期一般正味財産増減額	-578,214	392	78,226	-499,596
一般正味財産期首残高	—	—	—	31,932,178
一般正味財産期末残高	—	—	—	31,432,582
II 正味財産期末残高	—	—	—	31,432,582

財 産 目 録
令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額
(流動資産)				
	現金		運転資金として	35,870
	普通預金	三井住友信託銀行芝営業部	運転資金として	11,496
		三菱UFJ銀行神保町支店	運転資金として	99,023
		みずほ銀行九段支店	運転資金として	359,819
		三井住友銀行神田支店	運転資金として	7,721,404
		三井住友銀行神田支店	運転資金として	7,058,878
		三井住友銀行神田支店	運転資金として	604,258
		りそな銀行神田支店	運転資金として	1,858,568
		ゆうちょ銀行	運転資金として	95,106
	定期預金	三井住友信託銀行芝営業部	運転資金として	10,000,000
	振替貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として	198,686
	未収金	目黒区	和楽器体験ワークショップ	2,310,000
流動資産合計				30,353,108
(固定資産)				
基本財産	定期預金	三井住友銀行神田支店	管理目的保有財産であり運用益を管理目的の財源として使用している	10,000,000
その他の固定資産	敷金	三恵殖産(株)	短期借入金1千万円の担保にしている 共用財産として使用する財産	1,320,000
	保証金	(株)JTB首都圏	公益目的事業、収益事業を遂行するための財産	800,000
	電話加入権	03-3295-6141他6回線	共用財産として使用する財産	504,000
	ソフトウェア	ピー・シー・エー(株)	会計業務用ソフトで管理用に使用している	345,576
固定資産合計				12,969,576
資産合計				43,322,684
(流動負債)				
	未払金		3月分諸経費	697,618
	前受金		「青少年劇場を応援する会」会費	50,000
	預り金		地方税等	91,684
	短期借入金		三井住友銀行神田支店	10,000,000
	未払消費税等		消費税等	910,500
	未払法人税等		法人税等	140,300
流動負債合計				11,890,102
負債合計				11,890,102
正味財産				31,432,582

貸借対照表
令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	91,150	92,721	-1,571
預 金	30,447,113	30,066,910	380,203
未 収 金	350,000	964,480	-614,480
流動資産合計	30,888,263	31,124,111	-235,848
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	12,624,000	0
資 産 合 計	43,512,263	43,748,111	-235,848
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	434,576	348,010	86,566
前 受 金	50,000	60,000	-10,000
預 り 金	219,709	0	219,709
短期借入金	10,000,000	10,000,000	0
未払消費税等	733,800	1,307,500	-573,700
未払法人税等	142,000	172,000	-30,000
流動負債合計	11,580,085	11,887,510	-307,425
負 債 合 計	11,580,085	11,887,510	-307,425
III 正味財産の部			
一般正味財産	31,932,178	31,860,601	71,577
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	43,512,263	43,748,111	-235,848

貸借対照表
令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現 金	92,721	72,525	20,196
預 金	30,066,910	25,288,672	4,778,238
未 収 金	964,480	826,000	138,480
流動資産合計	31,124,111	26,187,197	4,936,914
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	12,624,000	0
資 産 合 計	43,748,111	38,811,197	4,936,914
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	348,010	466,193	-118,183
前 受 金	60,000	60,000	0
短期借入金	10,000,000	10,000,000	0
未払消費税等	1,307,500	801,800	505,700
未払法人税等	172,000	118,100	53,900
流動負債合計	11,887,510	11,446,093	441,417
負 債 合 計	11,887,510	11,446,093	441,417
III 正味財産の部			
一般正味財産	31,860,601	27,365,104	4,495,497
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	43,748,111	38,811,197	4,936,914

貸借対照表
令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	72,525	958	71,567
預 金	25,288,672	21,059,922	4,228,750
未 収 金	826,000	470,000	356,000
前 払 金	0	40,960	-40,960
仮 払 金	0	9,000	-9,000
流動資産合計	26,187,197	21,580,840	4,606,357
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	12,624,000	0
資 産 合 計	38,811,197	34,204,840	4,606,357
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	466,193	606,313	-140,120
前 受 金	60,000	40,000	20,000
預 り 金	0	165,092	-165,092
短期借入金	10,000,000	0	10,000,000
未払消費税等	801,800	1,404,300	-602,500
未払法人税等	118,100	172,500	-54,400
流動負債合計	11,446,093	2,388,205	9,057,888
負 債 合 計	11,446,093	2,388,205	9,057,888
III 正味財産の部			
一般正味財産	27,365,104	31,816,635	-4,451,531
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	38,811,197	34,204,840	4,606,357

貸借対照表
令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	958	3,027	-2,069
預 金	21,059,922	12,426,849	8,633,073
未 収 金	470,000	2,567,044	-2,097,044
前 払 金	40,960	37,470	3,490
仮 払 金	9,000	0	9,000
流動資産合計	21,580,840	15,034,390	6,546,450
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	20,000,000	-10,000,000
基本財産合計	10,000,000	20,000,000	-10,000,000
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	22,624,000	-10,000,000
資 産 合 計	34,204,840	37,658,390	-3,453,550
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	606,313	1,411,308	-804,995
前 受 金	40,000	3,050,000	-3,010,000
預 り 金	165,092	185,335	-20,243
未払消費税等	1,404,300	1,139,500	264,800
未払法人税等	172,500	99,900	72,600
流動負債合計	2,388,205	5,886,043	-3,497,838
負 債 合 計	2,388,205	5,886,043	-3,497,838
III 正味財産の部			
一般正味財産	31,816,635	31,772,347	44,288
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(20,000,000)	(10,000,000)
負債及び正味財産合計	34,204,840	37,658,390	-3,453,550